# 特別養護老人ホーム 横須賀椿園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。 (横須賀市指定 第1471900603号)

当施設はご入所者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

\*当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護  $3\sim5$ 」と認定されたが対象となります。 要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

# 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 宗得会
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市太田和2丁目3番21号
- (3) 電話番号 046-857-9598
- (4) 代表者氏名 理事長 浅葉 宗利
- (5) 設立年月日 平成7年2月13日
- (6) 法人が行っている他の事業

[短期入所生活介護] 横須賀椿園ケアセンター [横須賀市第 1471900827 号]

[通所介護事業所] 横須賀椿園ケアセンター [同上]

[居宅介護支援] つばき園居宅介護支援センター [横須賀市第 1471900082 号]

[認知症対応型共同生活介護] グループホームつばき [横須賀市第 1471901734 号]

[認知症対応型通所介護] デイサービスセンター椿 [横須賀市第 1491900104 号]

[第1号通所事業] 横須賀椿園ケアセンター [横須賀市第 1471900827 号]

#### 2. 利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12年1月11日指定 横須賀市 1471900603号
- (2) 施設の目的 要介護者の日常生活等における自立援助
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム横須賀椿園
- (4) 施設の所在地 神奈川県横須賀市太田和2丁目3番21号
- (5) 電話及び FAX 番号 TEL: 046-857-9598 FAX: 046-857-9894
- (6) 施設長氏名 浅葉 統太
- (7) 当施設の運営方針 契約書参照
- (8) 開設年月日 平成7年10月4日
- (9) 入所定員 74人

#### 3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご入所者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

# 〈居室状況〉\*短期入所を含む

居室・設備の種類	室数	備考
個室	8室	従来型個室
2人部屋	10 室	多床室
4 人部屋	14 室	多床室
合計	32 室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	
静養室	1室	
浴室	4室	一般浴室・機械浴室(寝たきり用・座位用)
医務室	1室	
看護室	1室	

居室の変更について、ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により 施設でその可否を決定します。また、ご入所者の心身の状況により居室を変更する場合がございます。

# 4. 職員の配置状況

当施設では、以下の職種の職員を配置しています。(令和7年5月1日現在) 〈主な職員の配置状況〉\*職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	内訳人数・勤務形態
施設長 (管理者)	1名
介護職員	28 名以上(短期と兼務)
生活相談員	1名以上(短期と兼務)
看護職員	3名以上(短期と兼務)
機能訓練指導員 (PT 含)	1名以上(短期と兼務)
介護支援専門員	1名以上(短期と兼務)
医師 (内科)	1名以上(短期と兼務)
管理栄養士	1名以上(短期と兼務)
事務員	1名以上(短期と兼務)

# 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、

- 1. 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2. 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

# ①食事

当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご入所者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

食事時間は、朝食:8:00~8:45、昼食:12:00~12:45、夕食:17:30~18:15

#### ②入浴

入浴又は清拭を週2回行います。車椅子の方、寝たきりの方でも専用浴槽を使用して入浴するこ

とができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、ご入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

機能訓練指導員により、ご入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象となるサービス

別紙、介護保険法給付サービス料金表に基づく費用をお支払いください。

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

別紙、介護保険法給付外サービス料金表に基づく費用をお支払いください。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)と(3)の料金は、利用月の翌月27日に支払って頂きます。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ①各入所者の施設管理通帳口座から自動引き落とし(原則としては、自動引き落としでお願い致します)
- ②窓口での現金支払
- (5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

①協力医療機関

医療機関の名称:横須賀市立市民病院

所在地:横須賀市長坂 1-3-2

②協力歯科医療機関

医療機関の名称:サンライズファミリークリニック

所在地:横須賀市武1-20-17 ライフコート横須賀武山クリニックビル3階

(6) ご入所者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、次の通りです

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。 但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

1日当たり 260円 (1割) / 519円 (2割) / 778円 (3割)

②7日間以上2ヶ月以内の入院の場合

2ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に 予定された退院日よりも早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併 設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合の入院期間 中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。 6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由が無い限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場には、 当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- 1. 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が要介護 1、2 又は要支援と判定された場合
- 2. 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- 3. 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 4. 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5. ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下を(1)ご参照下さい)
- 6. 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下を(2)ご参照下さい)
- (1) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をしていただくことがあります。

- 1. ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2. ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間(最高3ヶ月)を 定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3. ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご入所者等の 生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続し がたい重大な事情を生じさせた場合
- 4. ご契約者が連続して 2 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院 した場合
- 5. ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- (2) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、 退所を希望する日の30日前までに解約届出書(窓口で用意)をご提出下さい。但し、以下の場合に は、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- 1. 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 2. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- 3. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 4. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、 又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 5. 他の入所者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
- (3) 円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、 置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに 行います。

- 1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 2. 居宅介護支援施設
- 3. その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

# 7. 残置引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用についてご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。また、入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

# 8. 施設利用に当たっての留意事項

当施設をご利用される皆様が、安全で安心して過ごすことができるよう、以下の事項についてご留意いただきます。

# (1) 面会について

面会時間は $9:00\sim19:00$  になります。また、感染症等の流行期には、面会を制限または中止させて頂く場合がありますのでご了承下さい。その際は、事前にご連絡致します。

面会の際は、次の事項をお守り下さい。

- ①持込み食品による誤嚥や窒息事故、食中毒等については当事業所では責任を負いかねますので、 飲食物のお持込みの際は、必ず職員への声かけをお願いします。
- ②職員に対する金品、茶菓子等の配慮は固くご遠慮させていただきます。

#### (2) 外出・外泊について

外出・外泊される場合は、2日前までに職員へお申出下さい。緊急やむを得ない場合は、当日の届出となっても構いません。尚、外泊については、1ヶ月に8日を限度とさせて頂きます。また、感染症等の流行期には、外出・外泊を制限させて頂く場合がありますのでご了承下さい。

#### (3) 食事について

食事が不要な場合は、2日前までにお申出下さい。2日前までにお申出があり、朝・昼・夕3食ともにお召し上がりにならなかった日の食費については、費用の負担はありません。

# (4) 金品及び貴重品について

金品及び貴重品等の持込みは、ご入所者及びご契約者(身元引受人)の管理の範囲内でお願い致します。なお自己管理による紛失や破損等に関しては施設では責任を負いかねます。

#### (5) 喫煙について

館内は禁煙となっております。決められた場所以外や居室内での喫煙はご遠慮下さい。

- (6) 施設・設備使用上の注意
  - ①居室及び共用施設・敷地については、その本来の用途に従って利用して下さい。
  - ②故意又は不注意等により施設・設備を滅失・破損・汚損もしくは変更した場合は、ご契約者(身元引受人)の費用負担により原状回復して頂くか、相当の代価をお支払い頂くことになります。
  - ③他のご入所者や職員等の迷惑になるような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

#### 9. 事故発生時の対応について

当施設は、ご入所者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入所者のご家族又はご契約者(身元引受人)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び、事故に際して採った処置について記録をいたします。

# 10. 事故等による損害補償について

当該施設の提供する介護サービスにおいて、補償すべき事故が発生した場合は、損害補償の手続きを

行いますが、ご入所者に過失がある場合、または、天災等の不可抗力による場合等については、損害補償に負えない場合もあります。当該施設の加入している損害補償責任保険会社は下記のとおりです。

保険契約者:社会福祉法人 全国社会福祉協議会(全社協)

取扱代理店: ㈱福祉保険サービス 引受保険会社: 損保ジャパン(株)

電話番号:045-661-2626

#### 11. 非常災害時の対応について

当施設は、非常災害に関する具体的な災害対策計画書を作成し、非常災害時の関係機関への通報及び 連携体制を整備し、それらを定期的に介護従事者に周知するとともに、定期的(年 2 回以上)に避難、 救出その他の必要な訓練を行います。

# 12. 感染症・食中毒の予防・蔓延防止するための措置について

当施設は、感染症及び食中毒の予防・蔓延防止に関する指針を定め、感染症防止委員会を中心に、当施設の「感染症マニュアル」及び「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル改訂版」に基づき、感染症又は食中毒の発生予防、蔓延防止等を行います。また、必要に応じて嘱託医や保健所の助言、指導を求め、連携していきます。

### 13. 業務継続計画について

非常災害や感染症の発生時において、ご入所者に対する生活介護の提供を継続的に実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

- ①職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ②定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

# 14. 秘密保持について

本施設の職員は、業務上知り得たご入所者またはご家族の秘密保持を厳守します。また、職員であった者が退職後も、業務上知り得たご入所者またはご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

#### 15. 緊急時等の対応について

施設は、施設サービスの提供を行っているときに、ご入所者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は 速やかにご家族等並びに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

#### 16. 虐待防止のための措置に関する事項について

当施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと共に、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- ①虐待の防止のための対策を検討する「虐待防止委員会」を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底していきます。
- ②虐待防止のための指針を整備し、定期的に見直しを行います。
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- ④適切に措置を実施するために施設に担当者を置きます。

当施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとし

# 17. 身体拘束及び苦情の受付について

(1) 当施設における身体拘束等のあり方について

当施設は、ご入所者の身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為は行いません。万が一ご入所者又は他の入所者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得えず身体拘束等を行う場合には、ご入所者またはご契約者等に目的・理由・時間帯等を出来る限り詳しく説明し、「身体拘束に関する説明書及び同意書」に同意を得て、必要な記録を残すものとします。また、状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除します。

(2) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ①苦情受付窓口:担当者 生活相談員 TEL:046-857-9598
- ②受付時間:毎週月曜日~金曜日の8:30~17:30(また、苦情受付ボックスを玄関の受付窓口に 設置しています。

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課	所在地:横須賀市小川町 11 電話及び FAX 番号: TEL046-822-8253 FAX046-827-8845 受付時間:8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情相談係	所在地;横浜市西区楠町 27番地 1 電話番号: 045-329-3447 受付時間:8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く)

# 18. ハラスメント対策の強化について

当施設は、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止するために、「男女雇用機会均等法」及び「労働施策総合推進法」に則り、ハラスメント対策指針を定めて、必要な措置を講じていきます。

#### 19. 第三者による評価について

福祉サービス第三者評価事業による評価は、実施しておりません。